

H R 1 9 - 0 3 8 B
令和元年10月31日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社日立製作所
執行役社長 東原 敏昭

株式会社日立製作所 王禅寺センタ

日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づき、次のとおり株式会社日立製作所 王禅寺センタの日立教育訓練用原子炉に係る「HTR保安規定」の変更の認可を申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 株式会社日立製作所
住 所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
代表者の氏名 : 執行役社長 東原 敏昭

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 : 株式会社日立製作所 王禅寺センタ
所 在 地 : 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1022番地

3. 変更の内容及び理由

平成15年4月1日付14諸文科科第5270号で認可を受け、別表の通り変更認可を受けたHTR保安規定について、以下の通り変更する。変更内容の詳細は別添の新旧対照表に示す。

- (1) 廃止措置計画に基づく第4倉庫及び第5倉庫の設置及び両倉庫での放射性固体廃棄物の保管を開始することに伴う変更
- (2) 原子炉室、第4倉庫及び第5倉庫での汚染のおそれのない管理区域における運用の追加
- (3) クリアランス対象物に関する管理についての記載の追加
- (4) 廃止措置計画の放射線測定器の名称見直しに伴う変更
- (5) 自動火災報知設備を施設定期自主検査の項目に追加
- (6) 記載の適正化に伴う変更
 - (a) 解体グループを工事グループとする名称変更
 - (b) 上記の他記載の適正化

4. 変更保安規定の施行日

付則に記載の通りとする。

別表

H T R 保安規定変更認可の経緯

No.	申請日 (補正日)	認可年月日	認可番号
0	平成15年2月17日	平成15年4月1日	14 諸文科科第 5270 号
1	平成16年3月8日	平成16年4月14日	15 諸文科科第 5900 号
2	平成16年8月10日	平成16年8月30日	16 諸文科科第 1968 号
3	平成16年12月1日	平成17年1月5日	16 諸文科科第 2982 号
4	平成17年4月11日	平成17年4月21日	17 諸文科科第 209 号
5	平成17年6月15日	平成17年7月13日	17 諸文科科第 1280 号
6	平成18年7月28日	平成18年8月7日	18 諸文科科第 2240 号
7	平成19年2月20日	平成19年3月23日	18 諸文科科第 4414 号
8	平成19年7月2日	平成19年9月4日	19 諸文科科第 1513 号
9	平成19年12月17日	平成20年2月7日	19 諸文科科第 3711 号
10	平成21年1月30日	平成21年2月24日	20 諸文科科第 5009 号
11	平成23年3月2日	平成23年3月31日	22 受文科科第 10114 号
12	平成24年2月22日	平成24年3月13日	23 受文科科第 7755 号
13	平成25年4月26日 (平成25年7月2日) (平成25年7月31日)	平成25年9月5日	原管廃発第 1309041 号
14	平成27年3月12日	平成27年5月18日	原規規発第 1505188 号
15	平成27年9月30日	平成27年10月30日	原規規発第 1510307 号
16	平成28年2月17日 (平成28年3月15日)	平成28年3月31日	原規規発第 16033121 号
17	平成28年7月6日	平成28年8月25日	原規規発第 1608257 号
18	平成29年3月8日 (平成29年7月14日)	平成29年9月11日	原規規発第 1709116 号
19	平成30年2月15日 (平成30年3月15日)	平成30年4月19日	原規規発第 1804192 号

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号 平成 30 年 4 月 19 日認可）	変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]	変更の理由
第 1 章 総 則		
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、日立教育訓練用原子炉（以下「H T R」という。）施設の保安及び品質保証に関する事項を定め、当該施設における保安の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、日立教育訓練用原子炉（以下「H T R」という。）施設及び専ら H T R 施設の廃止措置期間中に供する施設（以下「H T R 施設」<u>含め、「H T R 施設等」という。</u>）の保安及び品質保証に関する事項を定め、当該施設における保安の確保を図ることを目的とする。</p>	(1)
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規定において使用する用語は、法律並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）並びに核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）の用例に従う。</p> <p>2 この規定において、前項に掲げる用語の他、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「管理値」とは、放射線等の防護上並びに施設の保安管理上守らなければならない限度の値をいう。</p> <p>(2)「管理目標値」とは、<u>H T R 施設の作業管理上並びに安全管理上、「管理値」より低い値で規制する努力目標値である。</u></p>	<p>(1)「管理値」とは、放射線等の防護上並びに施設の保安管理上守らなければならない<u>法令等により定められる限度の値をいう。</u></p> <p>(2)「管理目標値」とは、<u>H T R 施設等の作業管理上並びに安全管理上、「管理値」より低い値で規制する努力目標値をいう。</u></p>	(6)(b) (1)、(6)(b) 以降の「H T R 施設」から「H T R 施設等」への変更については記載を省略する。
第 2 章 組 織 及 び 職 務		
<p>(職務)</p> <p>第 7 条</p> <p>1～8 <記載略></p> <p>9 <u>解体</u>グループ長は、廃止措置期間中において、廃止措置計画に基づく<u>解体</u>を実施する場合に次の職務を行う。</p> <p>(1) 廃止措置計画のうちの<u>解体</u>の実施に関すること。</p>	<p>9 <u>工事</u>グループ長は、廃止措置期間中において、廃止措置計画に基づく<u>解体及びその他の作業</u>（以下「工事」という。）を実施する場合に次の職務を行う。</p> <p>(1) 廃止措置計画のうちの<u>工事</u>の実施に関すること。</p>	(6)(a) (6)(a)
第 4 章 保安・品質保証教育及び保安訓練		
<p>(保安・品質保証教育)</p> <p>第 1 2 条</p> <p>1～3 <記載略></p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 8 条第 1 項に規定する品質保証責任者と同等の国家資格を有する者又は大学専門課程において表 1 に掲げる教育内容と同等の教育を受けている者については、証明証等確認の上、その受講内容に応じて教育内容を免除する</p>	<p>4 王禅寺センタ長は、第 8 条第 1 項に規定する品質保証責任者と同等の国家資格を有する者又は大学専門課程において表 1 に掲げる教育内容と同等の教育を受けている者については、証明証等確認の上、その受講内容に応じて教育内容を免除する</p>	

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号 平成 30 年 4 月 19 日認可）	変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]	変更の理由
<p>ことができる。ただし、王禅寺センタ長、管理グループ長、<u>解体</u>グループ長、管理グループ員、及び<u>解体</u>グループ員（以下、「グループ員等」という。）に対しては品質保証の教育の免除を適用しない。</p>	<p>ことができる。ただし、王禅寺センタ長、管理グループ長、<u>工事</u>グループ長、管理グループ員、及び<u>工事</u>グループ員（以下、「グループ員等」という。）に対しては品質保証の教育の免除を適用しない。</p>	<p>(6)(a) (6)(a)</p>
<p>第 5 章 放射線管理 第 1 節 管理区域等の設定</p>		
<p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 HTR 施設の管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理区域以外に、規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> <p>4 <u>解体</u>グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</p>	<p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 HTR 施設<u>等</u>の管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理区域以外に、規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> <p>4 <u>工事</u>グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</p> <p>5 <u>管理グループ長は、第 1 項の管理区域の一部又は全部について、汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（表面密度が α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 未満の検出限界値以下、かつこれを超えるおそれがない場合）には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>参考記載</p> <p>(6)(a)</p> <p>(2) 日本原子力学会標準（原子力施設の廃止措置の実施：2014(AESJ-SC-A003:2014)）の管理区域の解除に係る記載を参考とした。</p>
<p>(管理区域・周辺監視区域の標識)</p> <p>第 1 5 条 管理グループ長は、管理区域・周辺監視区域に人がみだりに立ち入らないようにするため、表 2 に掲げる位置に標識を設け、壁、さく等により区画しなくてはならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、周辺監視区域に人を居住させてはならない。</p>	<p>(管理区域・周辺監視区域の標識)</p> <p>第 1 5 条 管理グループ長は、管理区域・周辺監視区域に人がみだりに立ち入らないようにするため、<u>また、汚染のおそれのない管理区域と管理区域を区別するため</u>、表 2 に掲げる位置に標識を設け、壁、さく等により区画しなくてはならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、周辺監視区域に人を居住させてはならない。</p>	<p>(2)</p>
<p>第 2 節 管理区域等の出入管理</p>		
<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第 1 6 条 王禅寺センタ長は、放射線業務従事者を業務前に指定し、また、業務終了後に解除を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の指定を行うときは、本人の被ばく歴、保安教育の受講記録がその者を放射線業務従事者として、指定する要件をみたしていることを確認しなければならない。また、解除の時は、被ばく歴を被解除者に渡さなければならない。</p>		

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号 平成 30 年 4 月 19 日認可）	変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]	変更の理由
<p>3 管理グループ長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。ただし、見学等で立ち入る者で管理グループ長の承認を受けた者（以下「一時立入者」という。）が、管理グループ長の指定する付添人の指示に従って立ち入る場合には、この限りでない。</p> <p>4 付添人は、管理区域の一時立入者に対し、保安のための注意事項及び放射線管理上の注意事項を告げるとともに、管理区域内においても随時、注意を与え、その者の安全を確保するよう留意しなければならない。</p> <p>5 <u>管理区域の出入口は、一階出入口を使用する。ただし、管理区域の自動車の出入口（以下「大物搬入口」という。）を、管理グループ長が承認した物品の搬出入等の目的で使用する場合は、この限りでない。自動車</u>が管理区域内に立入る場合は、<u>出る際に自動車</u>について表面密度の検査をしなくてはならない。</p> <p>6 管理グループ長は、管理区域の出入口扉に施錠してその鍵を保管し、承認を得ていない者が管理区域に立入ることができないように管理しなければならない。</p> <p>7 管理グループ長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守させなくてはならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者は、電子式個人線量計及びガラスバッジ等を着用すること。</p> <p>(2) 一時立入者は、電子式個人線量計等を着用すること。ただし、一時立入者が集団で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の実効線量が、100µSvを超えないことが明らかであり、かつ実効線量が一樣になると判断できる場合には、代表者にのみ電子式個人線量計等を着用させることができる。</p> <p>(3) 管理区域に立入るときは、管理区域出入口（<u>一階出入口又は大物搬入口</u>）において、靴を履き替え、保護衣を着用すること。ただし、作業する場合は、靴を履き替え又はシューズカバーを着用し、手袋、防護衣等を着用すること。</p> <p>(4) 管理区域内において飲食及び喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 管理区域内に業務上必要でないものを持ち込まぬこと。</p> <p>(6) 退出に際しては、管理区域内出入口において、管理グループ長の行う手、足、衣服等の汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。</p> <p>(7) 管理区域から物品を持出す場合は、管理区域出入口において、管理グループ長の行う汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。</p> <p>8 管理グループ長は、管理区域出入口の目につきやすい場所に、前項の遵守事項を掲示しなくてはならない。</p>	<p>5 <u>管理区域への出入りには、図 2 に示す出入口を使用する。ただし、大物搬入口を、管理グループ長が承認した物品の搬出入等の目的で使用する場合は、この限りでない。車両（自動車、フォークリフト等）が管理区域内に立入る場合は、退出の際に車両</u>について表面密度の検査をしなくてはならない。</p> <p>(3) 管理区域に立入るときは、管理区域出入口（<u>出入口又は大物搬入口</u>）において、靴を履き替え、保護衣を着用すること。ただし、作業する場合は、靴を履き替え又はシューズカバーを着用し、手袋、防護衣等を着用すること。</p> <p>(6) 退出に際しては、管理区域内出入口において、管理グループ長の行う手、足、衣服等の汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。<u>管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ出る際も同様の検査を受けること。</u></p> <p>(7) 管理区域から物品を持出す場合は、管理区域出入口において、管理グループ長の行う汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。<u>管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ物品を持出す際も同様の検査を受けること。</u></p> <p>9 <u>第 14 条第 5 項に基づく汚染のおそれのない管理区域において、人の出入り及び物品の持出を行う場合においては、第 5 項の車両について表面密度の検査、第 7 項の (3)、(6)、(7) については省略できる。ただし、第 29 条の巡視、第 25 条の測定において異常が認められたときはこの省略は認められない。</u></p>	<p>(6)(b)</p> <p>(6)(b)</p> <p>(6)(b)</p> <p>(6)(b)</p> <p>(6)(b)</p> <p>(2)</p> <p>(2)</p> <p>(2)</p>

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号 平成 30 年 4 月 19 日認可）	変更後〔変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。〕	変更の理由
	<p><u>（クリアランス対象物の管理）</u> <u>第 28 条の 3 管理グループ長は、放射性廃棄物のうちクリアランス対象としようとする廃棄物（以下「クリアランス対象物」という。）の保管にあつては、放射性廃棄物とはエリアを区画するなどにより、他の放射性固体廃棄物との混在防止措置を講じなければならない。</u></p>	(3)
第 7 章 保安管理		
<p>（巡視） 第 29 条 管理グループ長は、放射性廃棄物が正常に保管されていることを確認するため、表 7 に基づき巡視しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、巡視結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p>	<変更無し（参考記載）>	
<p>（解体等） 第 35 条の 2 <u>解体グループ長は、廃止措置計画に基づく HTR 施設の解体（解体のための事前調査、解体により発生する廃棄物の保管を含み、以下、「解体等」という。）を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した解体等計画書を作成し、管理グループ長及び品質保証責任者の同意、並びに王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>解体等を行なおうとする施設名、設備、機器名称</u> (2) <u>解体等予定年月</u> (3) <u>解体等予定の内容</u> (4) <u>汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置</u></p> <p>2 <u>解体グループ長は、第 1 項の解体等が終了したときは、管理グループ長、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</u></p> <p>3 管理グループ長、品質保証責任者、王禅寺センタ長は、第 1 項の<u>解体等計画書</u>が廃止措置計画と異なるものと認められるときは、同項の<u>同意</u>又は承認をしてはならない。</p>	<p>（工事等） 第 35 条の 2 <u>工事グループ長は、廃止措置計画に基づく工事を</u>行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した<u>廃止措置に係る工事計画書</u>を作成し、管理グループ長及び品質保証責任者の同意、並びに王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>工事を</u>行なおうとする施設名、設備、機器名称 (2) <u>工事</u>予定年月 (3) <u>工事</u>予定の内容 (4) <u>汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置</u></p> <p>2 <u>工事グループ長は、第 1 項の工事が</u>終了したときは、管理グループ長、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長、品質保証責任者、王禅寺センタ長は、第 1 項の<u>廃止措置に係る工事計画書</u>が廃止措置計画と異なるものと認められるときは、同項の<u>審査</u>又は承認をしてはならない。</p>	(6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(a) (6)(b)

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号 平成 30 年 4 月 19 日認可）	変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]	変更の理由
<p>付則 イ) ロ) 項に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の翌日から施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく<u>準備室等の解体及び屋外の車庫（旧第 2 製品室）の解体後、順次施行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第 16 条第 5 項</u> ・<u>第 16 条第 7 項（3）</u> ・<u>第 16 条第 7 項（6）</u> ・<u>第 16 条第 7 項（7）</u> ・<u>図 2</u> ・<u>図 2-2</u> ・<u>図 3</u> ・<u>表 6 のうちの線量当量率に係る管理区域境界における月 1 回の測定</u> ・<u>表 7 のうちの入退域管理室の削除</u> ・<u>表 9 のうちの入退域管理室の削除</u> <p>ハ) <u>入退域管理室の解体工事期間中においては、管理区域の出入口として、大物搬入口を使用することができる。</u></p>	<p>付則 イ) ロ) 項、<u>ハ) 項及びニ) 項</u>に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の翌日から施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく<u>第 4 倉庫及び第 5 倉庫の設置が完了し、原子炉室から当倉庫への放射性固体廃棄物の移動（以下、「廃棄物移動」という。）を開始する前に施行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>図 3</u> <p>ハ) 次の変更は、<u>廃棄物移動が開始された後に適用する。ただし、廃棄物移動、原子炉室床下の排水配管の解体、燃料取扱装置、移動用キャスクの廃棄、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの解体準備が終了し、原子炉室の管理区域の一部解除（以下、「廃棄物移動等」という。）が完了するまでの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第 27 条第 1 項（4）</u> ・<u>図 2</u> ・<u>図 2-2</u> ・<u>表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値を除く）</u> ・<u>表 7</u> ・<u>表 9</u> <p>ニ) <u>次の変更は、廃棄物移動等の完了後に施行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値）</u> 	<p>(6)(b)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号号）

変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]

変更の理由

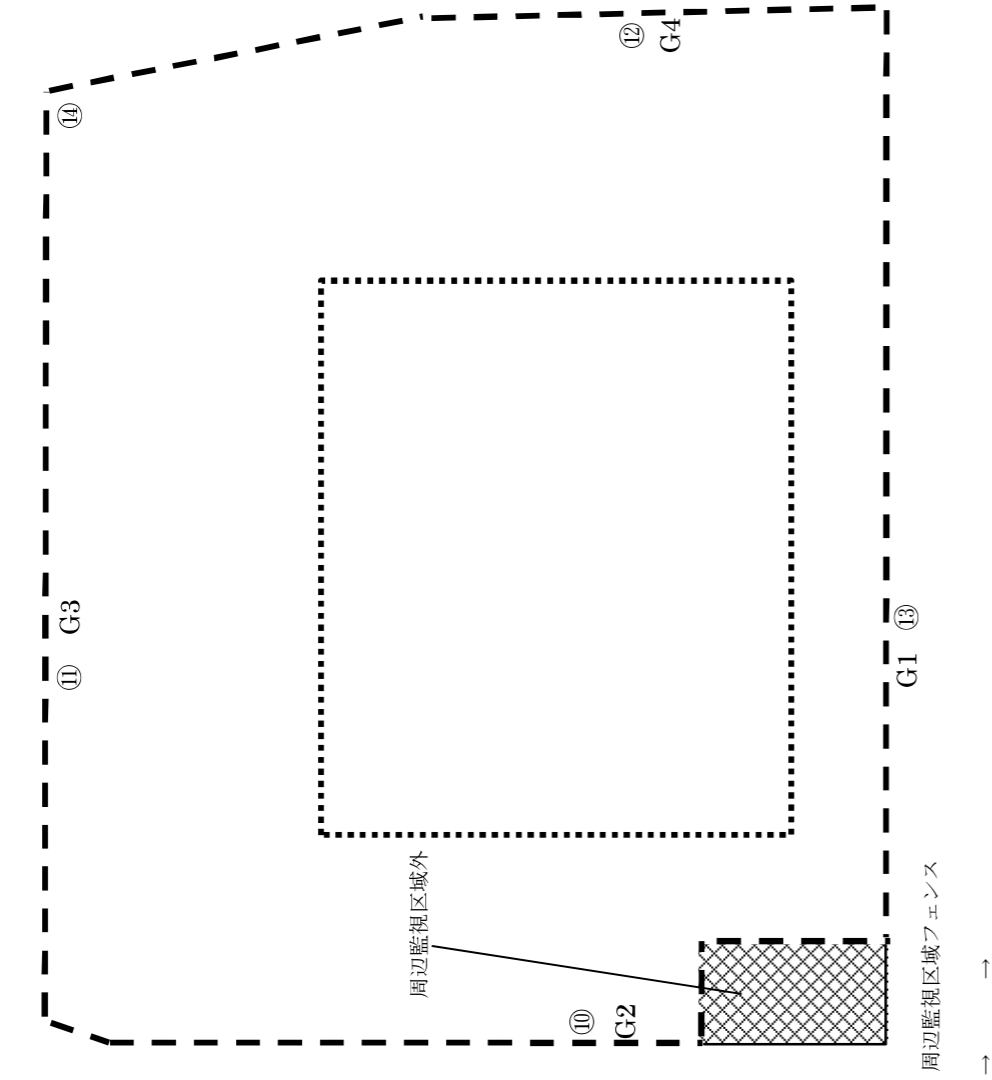


図2 管理区域周辺概況図（一階及び地下）

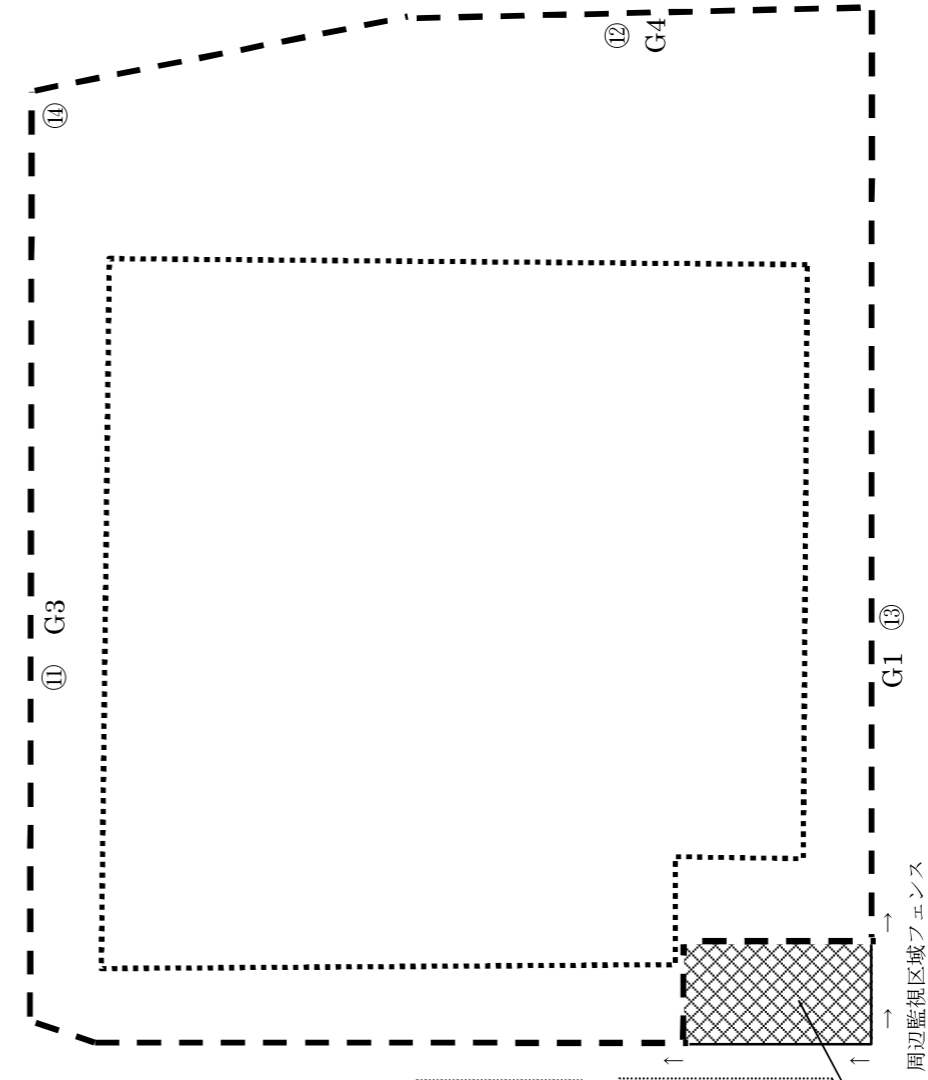
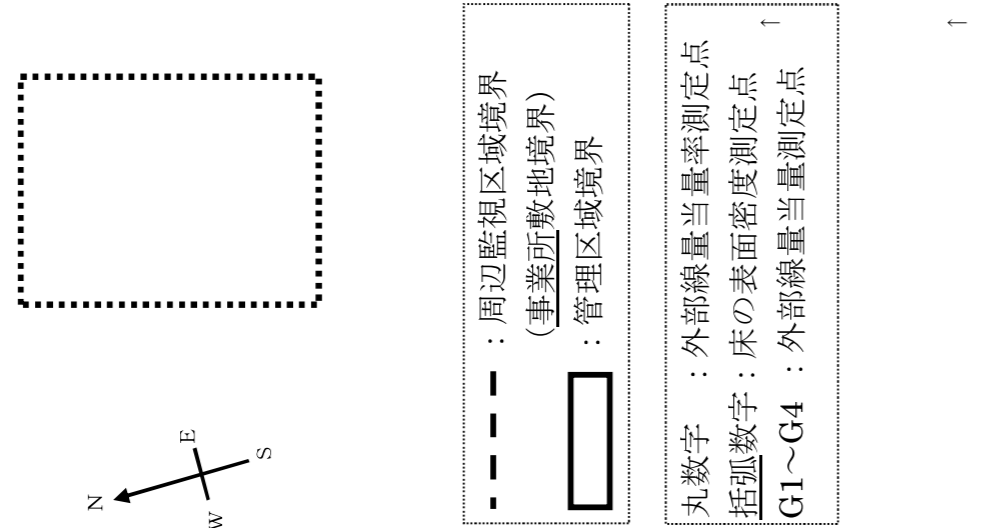
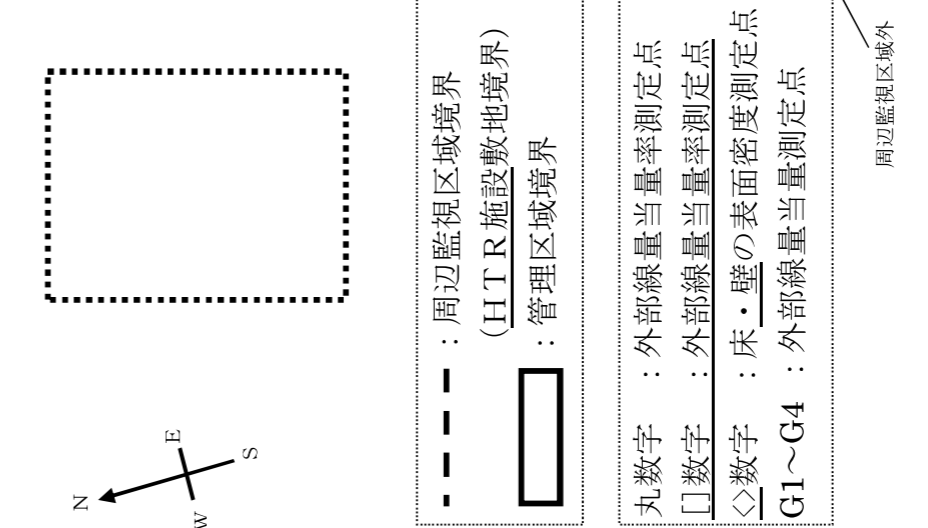


図2 管理区域周辺概況図（一階及び地下）



(1)
 追加：第4倉庫
 追加：第5倉庫
 削除：①②⑦⑧⑨
 削除：(1)(2)(3)
 追加：[1]～[12]
 追加：<1>～<4>

(6)(b)
 一階出入口を出入口に変更

(6)(b)
 凡例の記載を適正化

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号号）

変更後 [変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。]

変更の理由

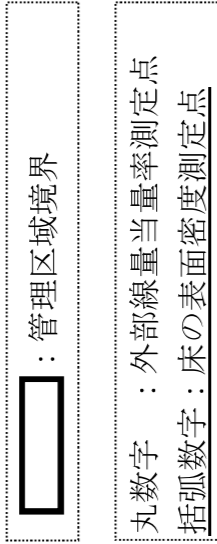
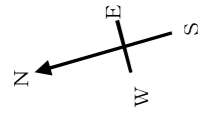


図 2-2 管理区域周辺概況図（二階）

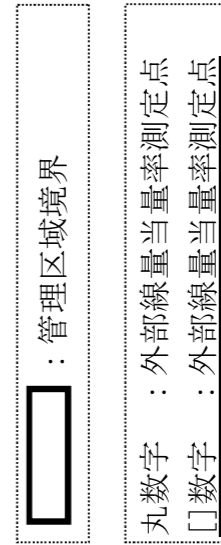
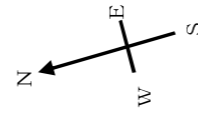


図 2-2 管理区域周辺概況図（二階及び屋上）

(1)
追加：第 5 倉庫
追加：[13]

(6)(b)

(6)(b)
凡例の記載を適正化

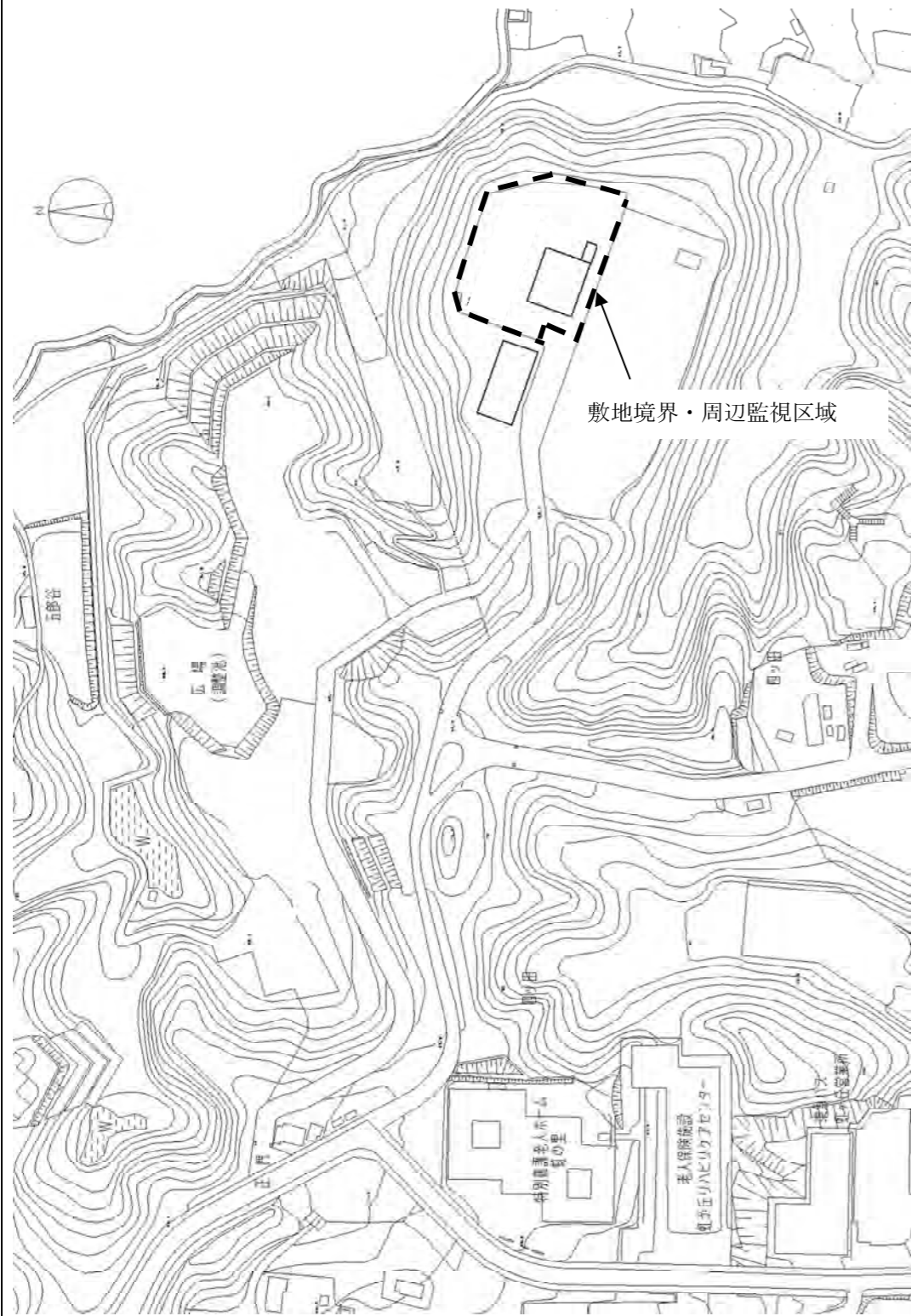


図 3 周辺監視区域



図 3 周辺監視区域

(1)

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号号）	変更後〔変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。〕	変更の理由																																														
表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条関係） <table border="1" data-bbox="142 205 1044 394"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管 理 区 域</td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周 辺 監 視 区 域</td> <td>必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	箇 所	管 理 区 域	出入口及び必要な箇所	出入口の床及び扉	周 辺 監 視 区 域	必要な箇所	表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条関係） <table border="1" data-bbox="1377 205 2279 436"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>管理区域</u></td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>・<u>汚染のおそれのない管理区域</u></td> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周 辺 監 視 区 域</td> <td>必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	箇 所	・ <u>管理区域</u>	出入口及び必要な箇所	・ <u>汚染のおそれのない管理区域</u>	出入口の床及び扉	周 辺 監 視 区 域	必要な箇所	(2)																															
区 域	箇 所																																															
管 理 区 域	出入口及び必要な箇所																																															
	出入口の床及び扉																																															
周 辺 監 視 区 域	必要な箇所																																															
区 域	箇 所																																															
・ <u>管理区域</u>	出入口及び必要な箇所																																															
・ <u>汚染のおそれのない管理区域</u>	出入口の床及び扉																																															
周 辺 監 視 区 域	必要な箇所																																															
表 3. 物品の持出制限（規定第 18 条関係） <table border="1" data-bbox="142 615 1302 789"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>点 検 測 定 器</th> <th>管 理 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出物品</td> <td><u>GMサーベイメータ</u></td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	点 検 測 定 器	管 理 値	持出物品	<u>GMサーベイメータ</u>	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下	表 3. 物品の持出制限（規定第 18 条関係） <table border="1" data-bbox="1377 615 2537 789"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>点 検 測 定 器</th> <th>管 理 目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出物品</td> <td><u>表面汚染測定器（β線用）</u></td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 未満の検出限界値以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	点 検 測 定 器	管 理 目 標 値	持出物品	<u>表面汚染測定器（β線用）</u>	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 未満の検出限界値以下	(4) (6)(b)																																		
項 目	点 検 測 定 器	管 理 値																																														
持出物品	<u>GMサーベイメータ</u>	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下																																														
項 目	点 検 測 定 器	管 理 目 標 値																																														
持出物品	<u>表面汚染測定器（β線用）</u>	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 未満の検出限界値以下																																														
表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 25 条関係） <table border="1" data-bbox="142 987 1302 1493"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">頻 度</th> <th>管 理 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">線量当量率 ※</td> <td><u>管理区域内</u></td> <td>週 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の② ③ ④、図 2-2 の⑤)</td> <td>実効線量で 10 μSv/h 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>管理区域境界</u></td> <td>週 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の① ⑦)</td> <td rowspan="2">実効線量で 0.5 μSv/h 以下</td> </tr> <tr> <td>月 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の⑧ ⑨)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u></td> <td>週 1 回の測定 <u>1 箇所</u> (図 2 の⑩)</td> <td rowspan="2">実効線量で 0.11 μSv/h 以下</td> </tr> <tr> <td>月 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の⑪ ⑫ ⑬ ⑭)</td> </tr> <tr> <td>線量当量</td> <td><u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u></td> <td>3 月毎 4 箇所 (図 2 の G1~G4)</td> <td>実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td><u>管理区域内</u></td> <td>月 1 回の測定 <u>3 箇所</u> (図 2 の (2) (3)、図 2-2 の(1))</td> <td>α線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm² 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：⑥は欠番</p>	項 目	頻 度		管 理 値	線量当量率 ※	<u>管理区域内</u>	週 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の② ③ ④、図 2-2 の⑤)	実効線量で 10 μSv/h 以下	<u>管理区域境界</u>	週 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の① ⑦)	実効線量で 0.5 μSv/h 以下	月 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の⑧ ⑨)	<u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u>	週 1 回の測定 <u>1 箇所</u> (図 2 の⑩)	実効線量で 0.11 μSv/h 以下	月 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の⑪ ⑫ ⑬ ⑭)	線量当量	<u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u>	3 月毎 4 箇所 (図 2 の G1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下	表面密度	<u>管理区域内</u>	月 1 回の測定 <u>3 箇所</u> (図 2 の (2) (3)、図 2-2 の(1))	α 線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm² 以下	表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 25 条関係） <table border="1" data-bbox="1377 987 2537 1642"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">頻 度</th> <th>管 理 目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">線量当量率 ※</td> <td><u>管理区域境界 (原子炉室内)</u></td> <td>週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤)</td> <td rowspan="4">実効線量で 2.6 μSv/h 以下</td> </tr> <tr> <td><u>管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外 壁)</u></td> <td>週 1 回の測定 (図 2 の[5][6][7][8]) 月 1 回の測定 (図 2 の[1][2][3][4])</td> </tr> <tr> <td><u>管理区域内 (参考測定)</u></td> <td>月 1 回の測定 (図 2 の[9][10][11][12]、 図 2-2 の[13])</td> </tr> <tr> <td><u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u></td> <td>週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭)</td> </tr> <tr> <td>線量当量</td> <td><u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u></td> <td>3 月毎 (図 2 の G1~G4)</td> <td>実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td><u>管理区域内</u></td> <td>月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>)</td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：①②⑥⑦⑧⑨は欠番</p>	項 目	頻 度		管 理 目 標 値	線量当量率 ※	<u>管理区域境界 (原子炉室内)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤)	実効線量で 2.6 μSv/h 以下	<u>管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外 壁)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の[5][6][7][8]) 月 1 回の測定 (図 2 の[1][2][3][4])	<u>管理区域内 (参考測定)</u>	月 1 回の測定 (図 2 の[9][10][11][12]、 図 2-2 の[13])	<u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭)	線量当量	<u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u>	3 月毎 (図 2 の G1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下	表面密度	<u>管理区域内</u>	月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>)	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下	(6)(b) (1) 削除：①②⑦⑧⑨ 追加：[1]~[13] (6)(b)JEAC4615-2008 を踏まえた管理値の 見直し (6)(b) (6)(b) (1) 削除：(1)(2)(3) 追加：<1>~<4> (6)(b)
項 目	頻 度		管 理 値																																													
線量当量率 ※	<u>管理区域内</u>	週 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の② ③ ④、図 2-2 の⑤)	実効線量で 10 μSv/h 以下																																													
	<u>管理区域境界</u>	週 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の① ⑦)	実効線量で 0.5 μSv/h 以下																																													
		月 1 回の測定 <u>2 箇所</u> (図 2 の⑧ ⑨)																																														
	<u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u>	週 1 回の測定 <u>1 箇所</u> (図 2 の⑩)	実効線量で 0.11 μSv/h 以下																																													
月 1 回の測定 <u>4 箇所</u> (図 2 の⑪ ⑫ ⑬ ⑭)																																																
線量当量	<u>周辺監視区域境界 (事業所敷地境界)</u>	3 月毎 4 箇所 (図 2 の G1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下																																													
表面密度	<u>管理区域内</u>	月 1 回の測定 <u>3 箇所</u> (図 2 の (2) (3)、図 2-2 の(1))	α 線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm² 以下																																													
項 目	頻 度		管 理 目 標 値																																													
線量当量率 ※	<u>管理区域境界 (原子炉室内)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤)	実効線量で 2.6 μSv/h 以下																																													
	<u>管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外 壁)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の[5][6][7][8]) 月 1 回の測定 (図 2 の[1][2][3][4])																																														
	<u>管理区域内 (参考測定)</u>	月 1 回の測定 (図 2 の[9][10][11][12]、 図 2-2 の[13])																																														
	<u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u>	週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭)																																														
線量当量	<u>周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界)</u>	3 月毎 (図 2 の G1~G4)	実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下																																													
表面密度	<u>管理区域内</u>	月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>)	α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² 以下																																													

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号号）	変更後〔変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。〕	変更の理由																												
<p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。</td> <td>1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月)</td> </tr> <tr> <td>(2) 出入口施錠設備等の状況</td> <td>施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。</td> <td>1 回/週</td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	判断基準	頻度	(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。	1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月)	(2) 出入口施錠設備等の状況	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週	<p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。</td> <td>1 回/週</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容器に腐食がないこと。</td> <td>1 回/2 年※</td> </tr> <tr> <td>(2) 出入口施錠設備等の状況</td> <td>施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。</td> <td>1 回/週</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。</p>	確認項目	判断基準	頻度	(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。	1 回/週	廃棄物容器に腐食がないこと。	1 回/2 年※	(2) 出入口施錠設備等の状況	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週	<p>(6)(b) (6)(b) (6)(b)：第 27 条から移動 (6)(b)</p>								
確認項目	判断基準	頻度																												
(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。	1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月)																												
(2) 出入口施錠設備等の状況	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週																												
確認項目	判断基準	頻度																												
(1) 放射性廃棄物の保管状況	廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。	1 回/週																												
	廃棄物容器に腐食がないこと。	1 回/2 年※																												
(2) 出入口施錠設備等の状況	施錠設備の破損等の異常がないこと。 周辺監視区域フェンスに破損のないこと。 不審物の放置のないこと。	1 回/週																												
<p>表 8. 原子炉施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器（規定第 30 条、第 32 条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>使用目的</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) GMサーベイメータ（β・γ線用）</td> <td>2</td> <td rowspan="5">保安管理用</td> <td rowspan="5">点検：1 回/週 校正：1 回/年</td> </tr> <tr> <td>(2) 電離箱サーベイメータ（β・γ線用）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(3) シンチレーションサーベイメータ（γ線用）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(4) ダストサンプラ（β・γ線用）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(5) ハンドフットクロスモニタ（β・γ線用）</td> <td>1※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：(1) の GMサーベイメータで代用可</p>	種類	台数	使用目的	頻度	(1) GMサーベイメータ（β・γ線用）	2	保安管理用	点検：1 回/週 校正：1 回/年	(2) 電離箱サーベイメータ（β・γ線用）	1	(3) シンチレーションサーベイメータ（γ線用）	2	(4) ダストサンプラ（β・γ線用）	1	(5) ハンドフットクロスモニタ（β・γ線用）	1※	<p>表 8. 原子炉施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器（規定第 30 条、第 32 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>使用目的</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 表面汚染測定器（β線用）</td> <td>2</td> <td rowspan="3">保安管理用</td> <td rowspan="3">点検：1 回/週 校正：1 回/年</td> </tr> <tr> <td>(2) 空間線量率測定器（γ線用）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(3) ダストサンプラ</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p><削除></p>	種類	台数	使用目的	頻度	(1) 表面汚染測定器（β線用）	2	保安管理用	点検：1 回/週 校正：1 回/年	(2) 空間線量率測定器（γ線用）	2	(3) ダストサンプラ	1	<p>(6)(b) (4) (4) (4) (6)(b)</p>
種類	台数	使用目的	頻度																											
(1) GMサーベイメータ（β・γ線用）	2	保安管理用	点検：1 回/週 校正：1 回/年																											
(2) 電離箱サーベイメータ（β・γ線用）	1																													
(3) シンチレーションサーベイメータ（γ線用）	2																													
(4) ダストサンプラ（β・γ線用）	1																													
(5) ハンドフットクロスモニタ（β・γ線用）	1※																													
種類	台数	使用目的	頻度																											
(1) 表面汚染測定器（β線用）	2	保安管理用	点検：1 回/週 校正：1 回/年																											
(2) 空間線量率測定器（γ線用）	2																													
(3) ダストサンプラ	1																													

現行（認可番号：原規規発第 1804192 号号）	変更後〔変更箇所のみ記載。下線箇所は変更の箇所を示す。〕	変更の理由																																		
<p>表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理（規定第 3 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分（※）</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>旧使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>旧破損燃料貯蔵タンク</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)</td> <td><u>14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。</u></td> </tr> <tr> <td>旧補機室</td> <td><u>管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施</u></td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の付属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 添付書類 1 表 7 の記載を引用</p>	施設区分（※）	設備等の区分	検査種類	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	旧使用済燃料貯蔵タンク	外観検査	旧破損燃料貯蔵タンク	外観検査	原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査	原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)	<u>14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。</u>	旧補機室	<u>管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施</u>	その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認	<p>表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理（規定第 3 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分（※）</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>消防法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専ら廃止措置期間中に供する施設</td> <td><u>第 4 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 1200 本)</u></td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td><u>第 5 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 600 本)</u></td> <td>外観検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 添付書類 5 表 1 の記載を引用</p>	施設区分（※）	設備等の区分	検査種類	原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査	その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認	自動火災報知設備	消防法に基づく点検の記録確認	専ら廃止措置期間中に供する施設	<u>第 4 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 1200 本)</u>	外観検査	<u>第 5 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 600 本)</u>	外観検査	<p>(5)</p> <p>(1)</p> <p>(6)(b)</p> <p>(6)(b)</p>
施設区分（※）	設備等の区分	検査種類																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	旧使用済燃料貯蔵タンク	外観検査																																		
	旧破損燃料貯蔵タンク	外観検査																																		
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査																																		
	原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)	<u>14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。</u>																																		
	旧補機室	<u>管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施</u>																																		
その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認																																		
施設区分（※）	設備等の区分	検査種類																																		
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査																																		
その他原子炉の付属施設	原子炉室クレーン	労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認																																		
	自動火災報知設備	消防法に基づく点検の記録確認																																		
専ら廃止措置期間中に供する施設	<u>第 4 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 1200 本)</u>	外観検査																																		
	<u>第 5 倉庫 (貯蔵能力: 200L ドラム缶換算 600 本)</u>	外観検査																																		
<p>表 10. 記録（規定第 4 2 条関係）</p> <p>(1) 保安に関する記録（試験炉規則第 6 条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項及び関係条文</th> <th>記録の頻度</th> <th>記録の名称</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の解体等の計画・実施 (第 35 条の 2 関係)</td> <td>そのつど</td> <td>HTR 施設解体等計画書、 HTR 施設解体等実施報告書</td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> <tr> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項及び関係条文	記録の頻度	記録の名称	保存期間	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>	原子炉施設の解体等の計画・実施 (第 35 条の 2 関係)	そのつど	HTR 施設解体等計画書、 HTR 施設解体等実施報告書	廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<p>表 10. 記録（規定第 4 2 条関係）</p> <p>(1) 保安に関する記録（試験炉規則第 6 条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項及び関係条文</th> <th>記録の頻度</th> <th>記録の名称</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> </tr> <tr> <td><u>廃止措置に係る工事の計画・実施</u> (第 35 条の 2 関係)</td> <td>そのつど</td> <td><u>廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書</u></td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> <tr> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> <td><記載略></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項及び関係条文	記録の頻度	記録の名称	保存期間	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<u>廃止措置に係る工事の計画・実施</u> (第 35 条の 2 関係)	そのつど	<u>廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書</u>	廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>	<p>(6)(a)</p>		
記録事項及び関係条文	記録の頻度	記録の名称	保存期間																																	
<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>																																	
原子炉施設の解体等の計画・実施 (第 35 条の 2 関係)	そのつど	HTR 施設解体等計画書、 HTR 施設解体等実施報告書	廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで																																	
<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>																																	
記録事項及び関係条文	記録の頻度	記録の名称	保存期間																																	
<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>																																	
<u>廃止措置に係る工事の計画・実施</u> (第 35 条の 2 関係)	そのつど	<u>廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書</u>	廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで																																	
<記載略>	<記載略>	<記載略>	<記載略>																																	